令和4年3月4日開 会令和4年3月22日閉 会令和4年3月定例会

# 川南町議会会議録

川南町議会事務局

### 令和4年第2回(3月)川南町議会定例会会期表[19日間]

目 次	月日	曜	摘   要
第1日	3月4日	金	開 会 本会議(議案上程·提案理由説明)
第2日	3月5日	土	休 会
第3日	3月6日	日	休 会
第4日	3月7日	月	議案熟読
第5日	3月8日	火	本会議(一般質問:6人)
第6日	3月9日	水	本会議(一般質問:2人·補正予算議案質疑·委員会付託) 常任委員会
第7日	3月10日	木	常任委員会
第8日	3月11日	金	常任委員会
第9日	3月12日	土	休会
第 10 日	3月13日	日	休会
第11日	3月14日	月	本会議(補正予算委員長報告·討論·採決) (補正予算以外議案質疑·委員会付託)·常任委員会
第 12 日	3月15日	火	常任委員会
第13日	3月16日	水	常任委員会
第 14 日	3月17日	木	常任委員会
第 15 日	3月18日	金	常任委員会
第 16 日	3月19日	土	休会
第 17 日	3月20日	日	休会
第 18 日	3月21日	月	休会
第 19 日	3月22日	火	本会議(委員長報告・討論・採決)

## 目 次

示 亦	<b></b>	
5招議員	•不応招議員	
		第1号 ( 3月4日 )
本日の会	議に付した事件	牛
出席議員	・欠席議員・事	務局出席者•説明員
開 会		
	諸般の報告・	・会期の決定について・会議録署名議員の指名について
	町政運営方	<b>針</b>
	議案上程•提	是案理由説明・議案質疑・討論・採決(報告第5号)
	議案上程•掼	是案理由説明(議案第2号~第16号)
	議案上程•掼	是案理由説明(議案第17号~第23号)
	議案上程•掼	是案理由説明(議案第24号~第34号)
	議案上程•提	是案理由説明(請願第1号)
敦 会		
		第2号 ( 3月8日 )
本日の会	議に付した事件	<b>+</b>
出席議員	・欠席議員・事	務局出席者•説明員
開 議		
	一般質問	
		1中津 克司
		2蓑原 敏朗
		3川上 昇
		4内藤 逸子
		5米田 正直
		6河野 禎明
#L ^		

### 第3号 (3月9日)

本日の			
出席議	<b>員・</b> :	欠席議員·事務局出席者·説明員	
荆	議		
		一般質問	
		1児玉 助壽	
		2谷村 裕二	
		議案質疑·委員会付託(議案第17号)	
		議案質疑·委員会付託(議案第18号~21号)	
		議案質疑•委員会付託(議案第22号)	
		議案質疑·委員会付託(議案第23号)	
散	会		
		第4号(3月14日) 歳に付した事件	
出席議	員•;		
出席議	員•;	後に付した事件 欠席議員・事務局出席者・説明員	
出席議	員•;	後に付した事件 欠席議員・事務局出席者・説明員	
出席議	員•;	後に付した事件 欠席議員・事務局出席者・説明員 委員長報告・討論・採決(議案第17号~第23号)	
出席議	員•;	後に付した事件 欠席議員・事務局出席者・説明員 委員長報告・討論・採決(議案第17号~第23号) 趣旨説明・質疑・討論・採決(発議第1号)	
出席議	員•;	後に付した事件 欠席議員・事務局出席者・説明員 委員長報告・討論・採決(議案第17号~第23号) 趣旨説明・質疑・討論・採決(発議第1号) 議案質疑・委員会付託(議案第2号~第10号)	
出席議	員•;	後に付した事件 欠席議員・事務局出席者・説明員 委員長報告・討論・採決(議案第17号~第23号) 趣旨説明・質疑・討論・採決(発議第1号) 議案質疑・委員会付託(議案第2号~第10号) 議案質疑・委員会付託(議案第11号)	
出席議	員•;	後に付した事件 欠席議員・事務局出席者・説明員 委員長報告・討論・採決(議案第17号~第23号) 趣旨説明・質疑・討論・採決(発議第1号) 議案質疑・委員会付託(議案第2号~第10号) 議案質疑・委員会付託(議案第11号) 議案質疑・委員会付託(議案第11号)	
出席議	員•;	<ul> <li>(と付した事件)</li> <li>(大席議員・事務局出席者・説明員)</li> <li>(委員長報告・討論・採決(議案第17号~第23号)</li> <li>(趣旨説明・質疑・討論・採決(発議第1号)</li> <li>(議案質疑・委員会付託(議案第2号~第10号)</li> <li>(議案質疑・委員会付託(議案第11号)</li> <li>議案質疑・委員会付託(議案第12号)</li> <li>議案質疑・委員会付託(議案第13号~第16号)</li> </ul>	
出席議	員•;	<ul> <li>(た付した事件</li> <li>(欠席議員・事務局出席者・説明員</li> <li>(委員長報告・討論・採決(議案第17号~第23号)</li> <li>(趣旨説明・質疑・討論・採決(発議第1号)</li> <li>(議案質疑・委員会付託(議案第2号~第10号)</li> <li>(議案質疑・委員会付託(議案第11号)</li> <li>議案質疑・委員会付託(議案第12号)</li> <li>議案質疑・委員会付託(議案第13号~第16号)</li> <li>議案質疑・委員会付託(議案第24号)</li> </ul>	
出席議	員•;	後に付した事件 欠席議員・事務局出席者・説明員 委員長報告・討論・採決(議案第17号~第23号) 趣旨説明・質疑・討論・採決(発議第1号) 議案質疑・委員会付託(議案第2号~第10号) 議案質疑・委員会付託(議案第11号) 議案質疑・委員会付託(議案第12号) 議案質疑・委員会付託(議案第13号~第16号) 議案質疑・委員会付託(議案第24号) 議案質疑・委員会付託(議案第25号~第31号)	

### 第5号 ( 3月22日 )

本日の会議に	ご付した事件	 167
出席議員·欠	席議員・事務局出席者・説明員	 169
開議		 170
2	委員長報告・討論・採決(議案第2号~第16号)	 170
2	委員長報告・討論・採決(議案第24号~第34号)	 180
Ź	委員長報告・討論・採決(請願第1号)	 197
閉 会 …		 200

### 川南町告示第44号

令和4年第2回(3月) 川南町議会定例会を次のとおり招集する。 令和4年3月1日

川南町長 日 髙 昭 彦

- 1 期日 令和4年3月4日
- 2 場所 川南町議会議事堂

#### ○ 応招議員(13名)

1番 河野 禎明 君 2番 谷村 裕二 君 中津克司 3番 君 4番 蓑 原 敏 朗 君 5番 德弘美津子 君 6番 児玉助壽 君 福岡仲次 7番 8番 米田 正直 君 君 9番 内藤逸子 君 川上 君 10番 昇 11番 河野 浩一 君 12番 竹 本 修 君 13番 中村 昭人 君

#### ○ 不応招議員(なし)

### 令和4年第2回(3月)川南町議会定例会会議録

令和4年3月4日 (金曜日)

### 本日の会議に付した事件

	令和4年3月4日 午前9時00分開会
日程第1	諸般の報告について
日程第2	会期の決定について
日程第3	会議録署名議員の指名について(河野 浩一・竹本 修)
日程第4	町政運営方針について
日程第5	報告第 5号 専決処分の承認を求めるについて
日程第6	議案第 2号 川南町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例を定めるについて
日程第7	議案第 3号 川南町附属機関の設置に関する条例を定めるについて
日程第8	議案第 4号 川南町個人情報保護条例及び川南町特定個人情報保護条例の 一部改正について
日程第9	議案第 5号 川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第 6号 川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について
日程第11	議案第 7号 川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に係る基準に関する条例及び川南町介護保険法に基づく 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援
	O)
日程第12	議案第 8号 川南町墓地条例の一部改正について
日程第13	議案第 9号 川南町営住宅管理条例の一部改正について
日程第14	議案第10号 川南町道路占用料徴収条例の一部改正について
日程第15	議案第11号 川南町都市公園条例の一部改正について
日程第16	議案第12号 川南町消防団条例の一部改正について
日程第17	議案第13号 川南町墓地使用料条例の廃止について
日程第18	議案第14号 財産の取得について
日程第19	議案第15号 財産の取得について
日程第20	議案第16号 町道路線の認定について

日程第21	議案第17号	令和3年度川南町一般会計補正予算(第15号)
日程第22	議案第18号	令和3年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第23	議案第19号	令和3年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第24	議案第20号	令和3年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第25	議案第21号	令和3年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第26	議案第22号	令和3年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算(第3号)
日程第27	議案第23号	令和3年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)
日程第28	議案第24号	令和4年度川南町一般会計予算
日程第29	議案第25号	令和4年度川南町国民健康保険事業特別会計予算
日程第30	議案第26号	令和4年度川南町後期高齢者医療特別会計予算
日程第31	議案第27号	令和4年度川南町介護認定審査会特別会計予算
日程第32	議案第28号	令和4年度川南町介護保険特別会計予算
日程第33	議案第29号	令和4年度川南町下水道事業特別会計予算
日程第34	議案第30号	令和4年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算
日程第35	議案第31号	令和4年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算
日程第36	議案第32号	令和4年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算
日程第37	議案第33号	令和4年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算
日程第38	議案第34号	令和4年度川南町水道事業会計予算
日程第39	請願第 1号	幼児児童へのコロナワクチン接種の努力義務除外を国に 提言するよう求める請願書について

### 出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君 2番 谷村 裕二 君 3番 中津 克司君 4番 蓑原 敏 朗 君 5番 德弘 美津子 君 6番 児玉 助壽 君 7番 福岡 仲次 君 8番 米田 正直 君 9番 内藤 逸子君 10番 川 上 昇 君 11番 河 野 浩 一 君 12番 竹 本 修君

13番 中村 昭人 君

### 事務局出席職員職氏名

事務局長 日髙 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

### 説明のために出席した者の職氏名

町 長	——————————————————————————————————————	髙	昭 彦	君	副町長	押 川	義 光	君
教育長	坂	本	幹夫	君	会計管理者· 会計課長		哲也	君
総務課長	新	倉	好 雄	君	財政課長	——谷	講 平	君
まちづくり課長	于	斐	玲	君	産業推進課長		賢一	君
農地課長	<u> </u>	好	益夫	君	建設課長		幸 男	君
環境水道課長		П	幹夫	君	町民健康課長	**************************************	政彦	君
教育課長	Щ	本	博	君	福祉課長	三角	博 志	君
税務課長	大	塚	祥 一	君	代表監査委員	永 友	靖	君

#### 午前9時00分開会

#### **○議長(中村 昭人君)** おはようございます。

ただ今から令和4年第2回川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。なお、例月出納検査の結果については、お手元に配布してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から22日までの19日間にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から22日までの19日間に決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、河野 浩一君及び竹本 修君を指名します。

日程第4、町政運営方針について、町長から町政運営方針について所信表明を求めます。

**〇町長(日高 昭彦君)** おはようございます。それでは始めさせていただきます。令和 4年第2回川南町議会定例会の開会にあたり、町政運営に対する私の所信を申し上げます。

令和2年春から新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい第6波のオミクロン株の影響で、現在も宮崎県にまん延防止等重点措置の適用がなされている状況です。2年にも及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響で、経済はもとより人と人とのふれあいをも奪われています。その対策として効果が期待されたワクチン接種ですが、本町でも令和3年5月から実施し2回目の接種が11月に完了して沈静化の兆しが表れつつありました。現在は3回目のワクチン接種を進めていますが完了するまでにはまだ時間が必要な状況です。

世界情勢に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵攻の状況の中で日本が受ける今後の経済的打撃、特に石油やLNGの高騰等による様々な産業分野への波及は、国内の経済の混乱が避けられない状況です。これまでも、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、石油高、海上輸送の混乱、半導体不足、世界的需要の高まりによる小麦の高騰等、混乱の最中ですが、更に追い打ちをかけたこのロシアの侵攻は、大きな経済的脅威となり本町の産業にも

多大な影響が出るものと思われます。世界中で持続可能な社会を構築していくための S D G s 持続可能な開発目標が叫ばれていますが、今回のロシアのウクライナ侵攻はこの理念である誰一人取り残さないに逆行する行為であります。

次に国の方針であります。国は、先行き不透明な現状の中、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しながら成長と分配の好循環とコロナ後の新しい社会の開拓をコンセプトとした新しい資本主義社会を実現するため精力的に取り組む方針であります。社会経済活動の再開と次なる危機への備え、未来社会を切り拓くことが新しい資本主義の起動であるとの説明です。また、経済財政運営に当たっては、デフレからの脱却を最大の目標とし、経済あっての財政であり順番を間違えてはならない、としています。具体的国の取り組みとしては、科学技術立国の実現、地方を活性化し世界とつながるデジタル田園都市国家構想、賃上げの促進等による働く人への分配機能の強化、看護、介護、保育等に係る公的価格の在り方の抜本的見直し、少子化対策等を含む全ての世代が支えあう持続可能な全世代型社会保障制度の構築を柱とした分配戦略の推進をすることとしています。それに加えて高付加価値化と輸出力強化を含む農林水産業の振興、老朽化対策を含む防災、減災、国土強靭化や交通、物流インフラ等の整備の推進、地方活性化に向けた基盤づくりに積極的な投資を行う予定です。また、年代、目的に応じたデジタル時代にふさわしい効果的な人材育成、質の高い教育の実現を図るほか、2050年カーボンニュートラルを目指したグリーン社会の実現にも取り組むこととしています。

次にこれからの本町の取組みであります。このような国の方針を受け、本町でも様々な取組を行うこととしています。その基本は令和3年度から実行している第6次川南町長期総合計画であります。その中で定めた策定方針である持続可能なまちづくりを一層推進し、多様性と包摂性のある社会の実現を目指してまいります。特に、未来を拓くひとを育むまちづくりの実現に向けては、川南町生涯学習推進本部を核とした生涯学習の充実を重視していきます。

具体的には、学校教育、幼児教育、地域社会における教育等を積極的に進め、時代の変化に対応した学習機会を整備し、町民の方々へ学習機会を提供するよう努めてまいります。このような生涯学習を通じて、何よりもふるさと川南を愛し、未来を拓く、心豊かでたくましい川南のひとづくりが実現されるとともに、目標であるまちづくりはひとづくりとなることを願っています。

令和3年12月議会におきまして、本町中学生の教育環境を将来に向かってより良いものとするための川南町立中学校統合整備基本計画を可決いただき、学校用地の取得に向け現在準備をしているところです。令和4年度中に地権者と交渉し取得できるよう努力したいと思います。上記計画どおり令和8年4月開校を目指し、今年度町立中学校統合整備実施計画策定を行うこととしています。

次に新型コロナウイルス感染症による経済対策です。本町におきましても、飲食業、飲食業等関連事業者、漁業、一部の農業のほかさまざまな業種の方々に多大な影響が生じましたので、今後も状況を十分注視しながら対応をするとともに、積極的な地域経済対策を打ち出していきたいと思います。

今、産業全般において雇用者確保の厳しさが続いていますので、大都市からのUIJターンの受入れを積極的に行い種々の政策連携を図りながら雇用者確保に努力してまいります。また、積極的に取り組んでいます新規農業者の確保と移住定住者の増を目指したトレーニングハウス活用等による農業担い手育成では、相談会の参加や特設サイトでの周知により応募者が急激に増加しています。新たに国の農山漁村活性化整備対策事業を取り入れ、安定的な新規農業者の確保を行います。このように種々移住定住政策を打ち出し実施してきた成果が、5年連続移住者数県内町村トップという形で表れています。令和4年度も全力で人口減少対策に向けて取組みを強化いたします。そのほか、新しい作物の導入として、尾鈴畑地かんがい用水を活用したキウイフルーツの栽培を進めるため川南町、都農町、JA尾鈴の三者で構成する協議会を立ち上げ、県の指導を受けながらゼスプリジャパンと交渉を行い、有利な条件で農家が栽培を始められるように条件整備に努めます。

地域活性化に資することを目的とした地域活性化拠点施設かわみなみPLATZは、開店時期が新型コロナウイルス感染症の猛威と重なりながら2年目が終わろうとしています。この間、官民挙げての人流抑制があり経営が苦しい時もありましたが、何とか2年連続で黒字経営ができている状況です。関係者の御努力に心より感謝申し上げます。これから人流が戻ることで黒字経営が持続できることを確信できましたので、引き続き地域の情報等発信拠点として活用してまいります。

これからのまちづくりの方針として以前より掲げていますコンパクトシティ計画では、令和4年10月に供用開始いたします総合福祉センターを中心とし、歩いて街を散策するゾーンのほか、文化ホールを中心とした教育文化ゾーン、運動公園を中心とした健康増進ゾーン、商店街スーパー等を中心とした商業ゾーン、そこに旧竹乃屋ホテルが加わることで、人々の交流が盛んに行われるように町中心部の拠点整備と健康長寿増進を目的として展開してまいります。あわせて各自治公民館を中心とした地域拠点整備を推進し、幹線道路及び公共交通網の整備を行い、町全体で活力あるふるさと川南づくりに取り組んでいく所存であります。総合福祉センターは、町民の方々に利用しやすい施設として活用されるよう体制整備を行います。また、立地適正化計画とあわせて都市計画区域内道路の見直しも行います。

国民スポーツ大会は、2027年、令和9年に宮崎での開催となり町運動公園野球場を整備すると共に各施設整備についても順次着手いたします。あわせて町民みんなが元気で長生きを実現するため運動公園内歩道の照明設備整備を行い、歩いて楽しいまちづくりを進めるとともに、健幸づくりを推進することで毎年増加している医療費の低減を目指します。

地域拠点の活性化を図る上で欠かせないのは各自治公民館であります。新型コロナウイルス感染症の影響により人々の交流の場づくりができない状況でした。これから各地域で取り組まれる様々な行事に対するサポートを行ってまいります。これからも、各自治公民館長を中心に、各地域で特色ある活動が行われ地域の活性化を図っていただくことに期待いたします。今後も普段の地域コミュニティと災害時の地域の在り方がいかに重要かを住民の方々に認識いただくよう努力いたします。そのために重要な役割を果たすのはやはりその地域の集会施設であることから、本年度は通山地区コミュニティセンター改修工事を行います。また、山本、多賀地区コミュニティセンター改修設計等に着手します。

防災減災対策でありますが、今まで津波対策として標高の表示、避難誘導灯の設置等及び 消防資器材の充実を行ってまいりました。令和3年度には通浜地区の旧金毘羅神社周辺に高 台への避難路が整備完了しましたので、住民の方々に認識いただけるよう子供たちの描いた 絵を壁面に飾りたいと思います。

数々の事業を複合的、計画的に実施してまいりますが、限られた予算の中で実施していくには困難な局面が想定されます。また、国からの交付金に関し、今年度から再度防災、減災に関する予算が組まれることとなりましたが、予想以上に減る可能性もあります。自主財源であります税収も先行き不透明な状況の中で、着実に計画を実行していくためには、今まで蓄えてきた目的別基金と、令和3年度も特に好調でありましたふるさと納税による収益を高め、企業版ふるさと納税への働きかけもより強化しながら財源確保に努めてまいります。

次に今年度の重点項目でございます。 7項目に分けて具体的な事業を挙げさせていただい ております。まず1番目、人口減少対策に関する施策として、地域おこし協力隊員の受入れ、 空き住宅改修事業補助金、定住促進持家取得助成金、県移住マッチング支援事業交付金、新 婚家庭生活支援助成金、移住定住促進サイト保守委託、町内雇用者等生活支援助成金、県外 からの移住者支援助成金、ひなた暮らし実現応援支援金、2番目、子育て支援に関する施策 として、学校給食地産地消促進事業補助金、保育所副食費助成、高校生までの子どもの医療 費助成金、不妊治療費助成金、総合福祉センター内での病児病後児保育、子育て支援、3番 目に担い手育成等に関する施策ですが、まず担い手確保、育成として、トレーニングハウス 関連の農山漁村活性化整備対策事業施設整備補助金、新規就農者生活支援助成金、農業次世 代人材投資事業費補助金、農業後継者支援給付金、新規就農者育成総合対策事業補助金、創 業者支援事業補助金、水産業人材投資事業補助金、次に現役世代支援として、次代につなぐ 園芸産地づくり事業補助金、持続可能な農業のための青年農業者支援事業補助金、優良肉用 繁殖牛導入資金貸付金、肉用牛受精卵移植推進事業補助金、優良肉用繁殖雌牛導入等補助金、 スマート畜産支援事業補助金、漁業機器等導入支援事業補助金、交流施設改修等費補助金、 商工業振興支援事業補助金、商店街活性化委託事業、新型コロナウイルス感染症対策を含ん だ防災に関する施策として、畜産バイオセキュリティ向上推進事業補助金、地域防災計画改

定及び受援計画策定業務委託、避難誘導等看板設置委託、5番目、教育の充実に関する施策として、ICT機器賃借料、中学3年生対象公営塾、町立中学校統合整備実施計画策定業務委託、多賀小学校プールデッキ改修工事、6番目、福祉の充実に関する施策として、地域ふれあいサービス事業委託。総合福祉センター供用開始、最後に7番目地域活性化に関する施策として、通山地区コミュニティセンター改修工事、地域集会施設建設等補助金、山本、多賀地区コミュニティセンター改修設計等委託、これらの事業を着実に展開して参りたいと考えますので、引き続き議会の皆様方の御協力を賜りたいと思います。

最後になりますが、町長に就任し、3期目の最終年目を迎えます。この間、議員各位をは じめ町民の皆様に深い御理解と御協力を賜り、町政運営に当たらせていただいていることに 深く感謝申し上げます。古きを学びて新しきを創る温故創新を掲げ、歴史に学び、原点を見 つめ直しながら、確かな未来へとつなぐために日々精進してまいります。今、ロシアのウク ライナへの侵攻、ウィズコロナ等先の見えない不透明なときだからこそ共に考え 共に挑み 共に切り拓く力を発揮し、職員は基より町民の皆様方と意識改革を進めながら、先頭に立ち 誠心誠意努力してまいります。議員各位におかれましても、町政運営に格別の御理解と御協 力を賜りますようお願い申し上げまして、私の所信とさせていただきます。ありがとうござ いました。

○議長(中村 昭人君) 以上で、町政運営方針について所信表明を終わります。

日程第5、報告第5号専決処分の承認を求めるについてを議題とします。 朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

**〇町長(日高 昭彦君)** 報告第5号は、専決処分をいたしました令和3年度川南町一般会計補正予算第14号につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

補正予算第14号は、国のまん延防止等重点措置の期間が3月6日まで延長されたことに伴い、県は引き続き県内全域を重点措置区域に指定、同じく期間についても延長、あわせて飲食店等の営業時間短縮要請も延長されることとなったため、飲食店等に対する時短営業協力金と飲食店以外の業種を対象とした町独自の支援金を予算計上したものであります。

補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,630千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,198,629千円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明いたします。県支出金30,848千円は、感染症対策休業要請等協力事業の事業費及び事務費の補助金であります。繰入金4,782千円は、財政調整基金繰入金とふるさと振興基金繰入金であります。次に歳出につきまして、御説明いたします。商工費35,630千円は、第6波に伴う時短営業協力金及びそれに伴う事務費並びに町独自支援の経済影響事業者支援金を計上したものです。

以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長(中村 昭人君) 以上で、提案理由の説明を終ります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

- ○議員(児玉 助壽君) この川南町一般会計補正予算第14号今町長が提案理由を説明されたわけですが、これは県が国、県が、対策費は全て拠出すべきでありますが、この第6波に伴う経済影響事業者支援金、町単独の1,400千円ですがね、これをどういう方にどういう人たちにこの中途半端な1,400千円ちゅう金額を支援なさるのか、伺いたい。
- **○産業推進課長(河野 賢二君)** ただいまの児玉議員の御質疑にお答えしたいと思います。 町独自の支援ということで、飲食店の時短営業に直接影響を受けるということで、今回もで すね、前回のあの前期の分に引き続きですね、代行とタクシー事業者、あとあの酒類のです ね、卸売り事業者を対象としています。以上でございます。
- **〇議員(児玉 助壽君)** この33,810千円についてもですけどね、こんげな臨時議会でした か、で十分にあの飲食関係の人にも十分に支援金が拠出されたわけですが、そのときの町の 説明ではですね、飲食事業者の経営が苦しいからその支援のためちいうような説明でありま したが、こういう支援の仕方でしたら飲食業が生き残ってもですね、この生産者には全然い きっともわからんわけですが、あの、商工会の要望書じゃったら、商工会や飲食業が大変な なんを被ると、存続の危機に陥るなんが、話を聞きよりましたけど、要望書で支援を要望す るなんがありましたけど、私が思うところではですね、商工会の人は、他に目がいっとらん とやないかと思うんですよ。その利用する人がおらんかったらまあ商売は成り立たんわけで すから。そういう利用する人、特にこの生産者側に立ったにも目を向けてもらわんなですね、 そのそういう人がおらんかったら、この商工業、お客さんあっての商工業でありますから、 全体的に目を配ってですね、そういう支援の仕方をせんな飲食業ばっかい生き残っても、お 客は来なければ飲食業も自然と潰るるわけですが、ほっでこのまん延防止なんかが出ると店 開けんかい需要がねえちゅうて生産物が暴落するわけですけど、まあそのそういうそのお客 がこんから言うて、品物を安く叩くわけですけど、一方その生産業者はですね、燃料が高く なってからちいうて、その燃料費を生産物に上乗せするちいうことは、できんわけですが、 航空業界じゃ、燃料サーチャージみたいなことをしよるけど、我々の水産漁業はそういうこ とはでけんわけですわ、そういうところを考えたらですね、それなりの支援もしていくべき じゃち思うわけですが、まあ政府がすることでありますから、なんじゃけん、まあそういう 政治家を選んだ国民がくるくるぱあか知らんけんどん、どうかこういうなんがこの経済対策 ちゅうとですか、まあ選挙対策みたいなことをしとるわけですが、これで経済が回復すると は思わんですけどね、生産者と商工業これがWin-Winの仲でやっていかな経済はまわらんわ けですから、やっぱそういう全体的に経済をまわるような支援の仕方が必要じゃないかと思 うわけですが、どうですか、町長。

○町長(日高 昭彦君) 今ですね、議員が御指摘されてるような声がいろんなところから 出始めているのは事実であります。当初はですね、やはり飲食業の方々に対しての国民の目 ていうか、そういう支援が求められておりましたが、2年も続くとですね、実は今日も知事、 市町村長のWeb会議がございますが、今回に関してはですね、まん延防止等の国の方針、そ れから県が県内統一で、原則として、やるメニューを決めておりますので、そういう形でさ していただいていますが、これからはですね、今、議員が言われるとおり、全体的な視点に 立って、本当にこう全業種、この経済をどうするかというのは、大事な視点でありますので、 これからの大きな課題であるかと思います。コロナをWithコロナと言う形でですね、なかな か終息がはっきり宣言できない日々は、まだまだ続くと思いますが、しっかり職員ともです ね、議員の皆さんとも相談しながら、さしていただきながら、これからの対策を考えていき たいと思います。

**〇議長(中村 昭人君)** 他に質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

報告第5号専決処分の承認を求めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第5号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。

従って、報告第5号専決処分の承認を求めるについては原案のとおり承認することに決定 しました。

日程第6、議案第2号川南町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を定めるについて、日程第7、議案第3号川南町附属機関の設置に関する条例を定めるについて、日程第8、議案第4号川南町個人情報保護条例及び川南町特定個人情報保護条例の一部改正について、日程第9、議案第5号川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第10、議案第6号川南町特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第11、議案第7号川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及

び川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、日程第12、議案第8号川南町墓地条例の一部改正について、日程第13、議案第9号川南町営住宅管理条例の一部改正について、日程第14、議案第10号川南町道路占用料徴収条例の一部改正について、日程第15、議案第11号川南町都市公園条例の一部改正について、日程第16、議案第12号川南町消防団条例の一部改正について、日程第17、議案第13号川南町墓地使用料条例の廃止について、日程第18、議案第14号財産の取得、川南町総合福祉センター備品購入について、日程第19、議案第15号財産の取得、川南町総合福祉センター備品購入について、日程第20、議案第16号町道路線の認定について、以上、15議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本、15議案について、提案理由の説明を求めます。

**〇町長(日高 昭彦君)** 議案第2号から議案第16号までにつきまして、その提案理由を御 説明申し上げます。

議案第2号は、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年12月12日に施行されたことに 伴い、町議会議員及び町長の選挙における選挙公営の対象を拡大し、町の選挙における立候 補に係る環境を改善するため条例を定めるものです。

次に議案第3号は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、町の執行機関の附属機関として別表に掲げるものを設置することについて、条例で定めるものです。

次に議案第4号は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行 に伴い、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が廃止されること等に より、引用法令を改める等の所要の改正を行うものです。

次に議案第5号は、人事院が行った公務員人事管理に関する報告の中で明らかにされている国家公務員の「妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」の中で、非常 勤職員の育児休業取得要件の廃止等が令和4年4月1日施行とされることに伴い、本町においても同様の改正を行うものです。

次に議案第6号は、デジタル化の推進に伴い、子ども、子育て支援新制度において、保育 所等の事業者が作成、保存等を行うものや保育所等と保護者との間の手続等に関係するもの で、書面等によることが規定又は想定されているものについて、業務負担の軽減を図る観点 から、電磁的方法による対応も可能である旨の改正を行うものです。

次に議案第7号は、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修の一部改正が行われましたので、関係する2条 例について条項の繰下げを行うものです。

次に議案第8号は、湯牟田共同墓地の名称を地元の意向に沿い国光原共同墓地へ名称改正 し、今後の利用が見込めない掛迫共同墓地については条例から削除するため、条例の一部改 正を行うものです。また、併せまして地番の桁区切りの削除を行うものです。

次に議案第9号は、耐震基準を満たさない町営の長屋住宅の入居者から耐震基準を満たす 町営住宅への移転希望があった場合に、収入基準を満たせば移転することができるよう、条 例の一部改正を行うものです。

次に議案第10号は、県の道路占用料が改定されたことに伴い、本町においても道路占用料の額を改めるため、道路占用料の額を定めた別表を改正するものでございます。

次に議案第11号は、川南町運動公園内にあるプールを施設の老朽化等により廃止するため、 条例の一部改正を行うものです。併せて、附則第2項で、川南町使用料及び手数料徴収条例 の一部改正を行うものです。

次に議案第12号は、川南町消防団員の処遇改善を目的とし、一般団員の年額報酬引上げ及び費用弁償として支出しておりました出動に伴う費用を新たに報酬として位置づけ、その支給のあり方を見直すものでございます。

次に議案第13号は、議案第8号の川南町墓地条例の一部改正に併せて、川南町墓地使用料 条例を廃止し、川南町使用料及び手数料徴収条例に墓地使用料を規定するものです。

次に議案第14号及び第15号は、川南町総合福祉センター備品購入による財産の取得について、有限会社押川商会 取締役 押川 聖一郎氏及び有限会社さなだ屋 代表取締役 真田まり子氏を相手方とした契約を行うため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第16号は、道路法第8条第1項の規定により、581号高森南線を町道路線として認定するため、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。高森南線は、2級町道高森、一ツ松線と町道高森、平田神社線に接続する延長130mの未舗装道路です。町道認定の要望書が提出されており、地域住民等の利便性向上を図るため、今回町道路線として認定するものです。

以上15議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、 よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

- **〇議長(中村 昭人君)** 補足説明があればこれを許します。
- **〇総務課長(新倉 好雄君)** 議案第2号から議案第5号までにつきまして、その補足説明 を申し上げます。

議案第2号は、川南町議会議員及び川南町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものです。第

2条から第5条については、選挙運動用自動車の使用の公費負担、使用の契約の届出、公費 負担額及び支払手続について定めており、金額については政令で定める額に準じています。 第6条から第8条については、ビラ作成の公費負担、契約締結の届出、公費負担額及び支払 手続について定めており、金額については政令で定める額に準じています。第9条から第11 条については、選挙運動用ポスターの作成の公費負担、契約締結の届出、公費負担額及び支 払手続について定めており、金額については政令で定める額を参酌し、地域の実情に合わせ た額としています。いずれも限度額の範囲内で実際に要した費用を交付するものです。この 条例は、公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用するものです。 次に議案第3号は、審議会、審査会等の附属機関につきまして、地方自治法第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより置くことができることとされ ており、条例によらず、要綱で設置している委員会等については、違法であるとの住民訴訟 が、全国で提起され、多くの事例で違法であるとの判断がなされてきました。本町におきま してもこのような事例がないか調査を行いましたところ、条例で設置することが適切である と認められる委員会等が存在していたため、該当する委員会等につきまして、今回、設置の 根拠を条例に定めるとともに令和4年度から新たに設置予定の川南町新中学校設立推進委員 会を定めるものです。

次に議案第4号につきまして、第1条は、川南町個人情報保護条例の中で引用していた、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関個人情報保護法に関係する箇所の改正であります。第2条は、川南町特定個人情報保護条例の中で引用していた独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に関係する箇所の改正であります。次に議案第5号は、非常勤職員について、これまで育児休業を取得するためには、引き続き在職した期間が1年以上必要でしたが、その要件を廃止し継続期間に関係なく育児休業が取得できるよう一部改正を行うものです。また、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講ずるため、第23条と第24条を追加し、それぞれ妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等と勤務環境の整備に関する措置について追加するものです。

以上で補足説明を終わります。

**○まちづくり課長(甲斐 玲君)** 議案第12号につきまして、その補足説明を申し上げます。全国的に消防団員数は2年連続で1万人以上減少し、危機的な状況にあり、極めて憂慮すべき事態となっています。これにより消防庁長官より消防団員の処遇を改善し、団員の確保に努めるよう求められております。具体的には、一般団員の年額報酬を引き上げ、費用弁償として支給していました出動に対する費用を報酬として位置づけ、これまで一括して各部に振り込んでいた各報酬等を、今後は、各消防団員に直接支給するものです。今回の報酬の見直しに伴い、これまで川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に規定していました消防団員の報酬及び費用弁償につきましてはこれを削除し、新たに川南町

消防団条例の中に規定することとしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長(中村 昭人君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時54分休憩

.....

午前10時04分再開

**〇議長(中村 昭人君)** 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第21、議案第17号令和3年度川南町一般会計補正予算第15号、日程第22、議案第18号令和3年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号、日程第23、議案第19号令和3年度川南町介護保険特別会計補正予算第2号、日程第24、議案第20号令和3年度川南町下水道事業特別会計補正予算第2号、日程第25、議案第21号令和3年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算第1号、日程第26、議案第22号令和3年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算第3号、日程第27、議案第23号令和3年度川南町水道事業会計補正予算第2号、以上、7議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本、7議案について、提案理由の説明を求めます。

**〇町長(日髙 昭彦君)** 議案第17号から議案第23号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第17号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89,053千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12,287,682千円にするとともに、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行うものでございます。

それでは、その主なものにつきまして、第1表の歳入から御説明申し上げます。町税206,910千円の増額は、町民税、固定資産税によるものであります。地方交付税162,509千円の増額は、交付額の決定によるものです。国庫支出金60,437千円の減額は、民生費国庫補助金の減額ほか、各事業費の決定によるものであります。県支出金62,365千円の減額は、農林水産業費県補助金の減額のほか、各事業費の決定によるものであります。寄附金57,930千円の増額は、ふるさと納税通常分と企業版ふるさと納税寄附金が主なものであります。繰入金185,564千円の減額は、公共施設等整備基金繰入金が主なものであります。町債167,669千円の減額は、臨時財政対策債が主なものであります。

次に歳出について、御説明申し上げます。総務費は665,821千円の増額で、公共施設等整備基金積立金と財政調整基金積立金の増額が主なものであります。民生費は251,494千円の減額で、社会福祉費及び児童福祉費の減額が主なものであります。衛生費は50,100千円の減

額で、ワクチン接種委託料や各種健診委託料の減額が主なものであります。農林水産業費は 123,975千円の減額で、農業振興費、園芸振興費及び畜産業費の各事業執行残による減額が 主なものであります。商工費は69,256千円の減額で、商工業振興費の交流施設改修等費補助 金と経済影響事業者支援金の減額が主なものであります。土木費は16,408千円の減額で、道 路新設改良費事業執行残及び下水道事業特別会計繰出金の減額が主なものであります。消防 費は12,235千円の減額で、非常備消防費及び災害対策費執行残に伴う減額が主なものであり ます。教育費は35,426千円の減額で、小学校費、中学校費の事業執行残及び文化施設費の文 化ホール舞台照明設備更新工事の執行残に伴う減額が主なものであります。災害復旧費は 10,549千円の減額で、農業災害復旧費及び道路橋りょう災害復旧費の減額であります。第 2表継続費補正は、総合福祉センター建設費の総額を、1,404,517千円に変更するものです。 第3表繰越明許費補正は、総務費の新中学校建設用地等補償調査業務委託5,115千円、畜産、 酪農収益力強化総合対策基金事業33,373千円、土木費の社会資本総合整備事業改良下野田、 勝司ヶ別府線122,000千円の追加が主なものになります。第4表債務負担行為補正は、子育 て支援センター備品購入費23,303千円を追加いたしました。第5表地方債補正は、公共土木 施設災害復旧債800千円を追加いたしました。また、公共施設等適正管理推進事業、県営事 業負担金、道路新設改良事業、公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業債 は、事業費の交付額決定、また臨時財政対策債については、地方交付税の交付額決定に伴い、 限度額をそれぞれ変更するものでございます。

次に議案第18号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,828千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,330,103千円とするものでございます。

歳入は、国民健康保険税を205千円、繰入金を16,184千円それぞれ減額し、県支出金を48,217千円増額するものです。

歳出は、総務費を6,058千円、保健事業費を2,114千円それぞれ減額し、保険給付費を40,000千円増額するものです。

次に議案第19号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36,915千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,760,956千円とするものでございます。

歳入としましては、保険料2,710千円、国庫支出金21,858千円、諸収入2,573千円を増額し、 支払基金交付金27,341千円、県支出金10,727千円、繰入金25,988千円を減額するものです。

歳出では、総務費1,580千円、保険給付費27,819千円、地域支援事業費3,580千円、保健福祉事業費3,936千円を減額するものです。

次に議案第20号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,164千円を減額し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152,622千円とするものでございます。

歳入では、分担金及び負担金191千円、使用料及び手数料1,569千円を増額し、一般会計繰入金4,524千円、町債4,400千円を減額するものです。

歳出では、下水道事業費7,064千円を減額するものです。

次に議案第21号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,067千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,002千円とするものでございます。

歳入では、使用料53千円と繰越金6,014千円を増額するものです。

歳出では、漁業集落排水施設整備事業費6,267千円を増額するものです。

次に議案第22号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21,513千円を減額し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190,987千円とするものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金1,513千円、雑入20,000千円の減額であります。

歳出につきましては、電子地域通貨事業費21,513千円の減額であります。

次に議案第23号は、収益的収入第1款第1項の営業収益から12,100千円減額し、収入の総額を386,249千円とするものでございます。収益的支出では、第1款第1項の営業費用から29,035千円減額し、同款第2項営業外費用1,000千円増額し、支出の総額を314,095千円とするものです。

以上7議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、 よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(中村 昭人君) 補足説明があればこれを許します。

議案第17号の歳入及び財政課関連の歳出につきまして、その 〇財政課長(谷 講平君) 主なものにつきまして補足説明を申し上げます。13、14ページをお願いします。1款町税は、 それぞれの項で、歳入見込み等により増減するものでございます。15、16ページをお願いし ます。6款法人事業税交付金及び地方消費税交付金は、交付額確定により増額するものであ ります。10款地方交付税は、交付決定を受けた普通交付税と特別交付税を計上いたしました。 12款分担金及び負担金は、額の確定により増減するものであります。19~24ページをお願い します。14款国庫支出金は、それぞれの事業の国庫負担金及び国庫補助金の額の確定により 増減するものです。25~30ページをお願いします。15款県支出金は、それぞれの事業の県負 担金及び県補助金の額の確定により増減するものであります。16款財産収入は、それぞれ事 業費の決定や見込み等により増減をするものでございます。31、32ページをお願いします。 17款寄附金は、ふるさと納税通常分50,000千円、企業版ふるさと納税7,200千円、図書購入 寄附金30千円及び一般寄附金700千円を計上いたしました。33、34ページをお願いします。 18款繰入金の主なものは、公共施設等整備基金繰入金190,820千円の減額であります。35、 36ページをお願いします。20款諸収入の主なものは、保育所職員給食負担金2,091千円、が ん検診受診者負担金1,700千円、宮崎県市町村振興協会市町村交付金3,958千円、町外者コロ ナワクチン接種料1,119千円、川南都農衛生組合過年度精算金2,300千円が増額の主なもので す。21款町債は、各事業費確定による増減であります。37、38ページの臨時財政対策債につ いては普通交付税の追加交付に伴い、128,869千円減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。41、42ページをお願いいたします。2款1項3目 財政管理費の減額につきましては、実績に伴う執行残を減額するものであります。5目財産 管理費の内、公共施設等整備基金積立金559,260千円は、今後の公共施設等の整備を見据え、 基金へ積み立てるものです。その他費目につきましては、実績に伴う執行残を減額するもの です。7ページをお願いいたします。第3表繰越明許費補正につきましては、2款総務費 新中学校建設用地等補償調査業務委託5,115千円につきましては、コロナの影響によって調 査業務に遅れが生じたことにより、年度内事業完了が難しい状況であるため、繰越明許費を 追加するものです。

以上で財政課関連の補足説明を終わります。

**〇町民健康課長(米田 政彦君)** 議案第17号の町民健康課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。7ページをお願いします。第3表繰越明許費補正1追加の2款3項の住民基本台帳システム改修委託2,513千円は、マイナンバーカード所有者の転出、転入手続のワンストップ化を実現するための改修費用ですが、昨年12月に召集された臨時国会に提出され、同月20日に成立した補正予算に計上されたもので、年度内の完了が見込めないことから予算を計上し繰り越すこととしたものです。

以上で町民健康課関連の補足説明を終わります。

〇産業推進課長(河野 賢二君) 議案第17号の産業推進課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。7ページをお願いします。第3表繰越明許費補正1追加の6款1項農業費産地生産基盤パワーアップ事業1,300千円及び畜産、酪農収益力強化総合対策基金事業33,373千円は、新型コロナウイルス感染症の影響で資材調達に遅延が生じ、年度内に事業完了が見込めないため繰り越すものです。67、68ページをお願いします。6款2項2目24節積立金中、森林環境譲与税基金積立金2,852千円の増額は、国から譲与された森林環境譲与税から、森林整備事業に利用した額を差し引いたものを基金に積み立てるものです。71、72ページをお願いします。7款1項2目18節負担金、補助及び交付金中、経済影響事業者支援金18,600千円の減額は、昨年夏に発令された県独自の緊急事態宣言により影響を受けた事業者を対象とした支援金でしたが、申請数が見込みよりも少なかったため減額するものです。次に、空き施設等利活用助成金2,301千円、工場等用地及び施設賃借料助成金720千円、通信回線使用料助成金163千円、通信回線等設置費助成金100千円の増額は、企業立地促進条例に基づき交付される助成金で、現在、ふるさと納税の事務を請け負っているセンコービジネスサポート株式会社が対象となります。

以上で産業推進課関連の補足説明を終わります。

**○教育課長(山本 博君)** 議案第17号の教育課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。79~82ページをお願いします。10款 2 項 2 目 教育振興費18節負担金、補助及び交付金1,845千円の減額と、次のページになります10款 3 項 2 目 教育振興費18節負担金、補

助及び交付金3,674千円の減額は、修学旅行コロナ対応特別支援金分です。新型コロナウイルス感染の状況次第では、修学旅行が取りやめになる学校も想定されることからキャンセル分として予算計上していましたが、小中学校7校とも、日程や行先の変更を行うことにより実施することができたため減額しています。83~86ページをお願いします。10款4項2目文化施設費14節 工事請負費減額9,409千円中、舞台照明設備更新工事8,903千円の減額は、事業費確定によるものです。同じく18節負担金、補助及び交付金減額2,450万円中、モーツアルト祭実施事業補助金の2,100千円の減額と次ページの10款5項1目保健体育総務費 18節負担金、補助及び交付金減額3,089千円中、川南町ロードレース大会補助金2,874千円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業を実施することができなかったため減額するものです。

以上で教育課関連の補足説明を終わります。

○議長(中村 昭人君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第28、議案第24号令和4年度川南町一般会計予算、日程第29、議案第25号令和4年度川南町国民健康保険事業特別会計予算、日程第30、議案第26号令和4年度川南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第31、議案第27号令和4年度川南町介護認定審査会特別会計予算、日程第32、議案第28号令和4年度川南町介護保険特別会計予算、日程第33、議案第29号令和4年度川南町下水道事業特別会計予算、日程第34、議案第30号令和4年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第35、議案第31号令和4年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算、日程第36、議案第32号令和4年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算、日程第37、議案第33号令和4年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算、日程第38、議案第34号令和4年度川南町水道事業会計予算、以上、11議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本、11議案について、提案理由の説明を求めます。

**〇町長(日高 昭彦君)** 議案第24号から議案第34号までにつきまして、その提案理由を御 説明申し上げます。

議案第24号につきまして、国の令和4年度の当初予算編成については、新型コロナウイルス対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るための予算とし、経済財政運営と改革の基本方針2021で示された新経済、財政再生計画の枠組みの下、重要な政策課題への対応に必要な予算措置が行われたところであります。町における令和4年度当初予算編成につきましては、第6次川南町長期総合計画に基づき、各種政策を持続的に進めるための経費及び緊急性必要性を踏まえて、各事業の予算を計上いたしました。しかしながら、交付税や補助金などに依存している中、社会保障費、義務的経費が増加傾向にある本町財政におきましては、今後も厳しい状況が続くことが予想されます。今後とも財

政収支の均衡に努めながら自主財源の確保向上に努めてまいります。

それでは、令和4年度当初予算につきまして御説明いたします。歳入歳出予算の総額は、 9,507,000千円となり、前年度当初予算と比較すると5.3%の減となりました。それでは、第 1表歳入から順次御説明申し上げます。町税は、1,640,507千円の計上で、前年度比4.4%の 増となりました。地方譲与税は、112,766千円を計上いたしました。利子割交付金705千円、 配当割交付金2,966千円、株式等譲渡所得割交付金3,051千円、法人事業税交付金19,606千円 をそれぞれ計上いたしました。地方消費税交付金は、332,856千円の計上で、前年度比 31.6%の増となりました。環境性能割交付金は5,902千円、地方特例交付金は11,671千円を それぞれ計上いたしました。地方交付税は、2,120,775千円の計上で、前年度比4.2%の増と なりました。交通安全対策特別交付金は2,194千円、分担金及び負担金は50,716千円、使用 料及び手数料は110,173千円をそれぞれ計上いたしました。国庫支出金は、1,102,537千円の 計上で、前年度比12.8%の増となりました。県支出金は、675,910千円の計上で前年度比 25.4%の減でございます。財産収入は、33,706千円を計上いたしました。寄附金は、ふるさ と納税1,200,000千円を計上いたしました。繰入金は、1,404,836千円の計上で、前年度比 33.6%の減となりました。財政調整基金繰入金、公共施設等整備基金繰入金、地域福祉基金 繰入金及びふるさと振興基金繰入金が主なものであります。繰越金は50,000千円、諸収入は 72,057千円をそれぞれ計上いたしました。町債は、554,066千円の計上で、前年度比22%の 減となりました。土木債、教育債及び臨時財政対策債が主なものであります。

次に歳出について、御説明申し上げます。議会費は、88,480千円を計上いたしました。総 務費は、2,447,654千円の計上で、主なものにつきましては、公共施設の適正な整備として、 庁舎北側駐車場整備工事48,000千円、住宅取得助成事業として、定住促進持家取得助成金 25,005千円、ふるさと納税展開事業である特産品発送事業消耗品費に464,000千円、ふるさ と振興基金積立金448,861千円、効率的な行政システムづくりとして、総合行政システム利 用料34,268千円、地域コミュニティの強化として、通山地区コミュニティセンター改修工事 22,551千円、自治公民館活動費交付金26,620千円などを計上いたしました。民生費は、 3,104,724千円の計上で、主なものにつきましては、国民健康保険財政支援事業として、国 民健康保険事業特別会計繰出金154,430千円、総合福祉センター建設事業として総合福祉セ ンター備品購入費62,465千円、高齢者福祉の充実として、養護老人ホーム措置費156,372千 円、介護保険運営事業として、介護保険特別会計繰出金266,404千円、障害福祉サービスの 充実として、障害福祉サービス費425,828千円、後期高齢者医療運営事業として、負担金及 び繰出金255,131千円、多様な子育て支援として、私立保育園等委託料505,200千円、児童手 当259,560千円、私立幼稚園等給付費107,560千円、子育て支援センター備品購入費23,303千 円などを計上いたしました。衛生費は、558,442千円の計上で、主なものにつきましては、 子ども、子育て支援の拡充として、妊婦等健康診査委託料11,368千円、予防接種委託料 35,281千円、新型コロナウイルス感染症対策事業として、ワクチン接種委託料25,150千円、

健康づくりの推進として、がん検診委託料20,285千円、ごみ減量化、リサイクルの推進とし て塵芥収集業務委託料54,025千円、適正な行財政運営として、西都児湯環境整備事務組合負 担金108,660千円、川南都農衛生組合負担金50,026千円などを計上いたしました。農林水産 業費は、725,749千円の計上で、主なものにつきましては、農業後継者の育成として、農業 次世代人材投資事業費補助金12,750千円、新規就農者育成総合対策事業補助金として、 37,500千円、高付加価値経営の推進として、農山漁村活性化整備対策事業施設整備補助金 49,579千円、新規就農者用ハウス整備補助金20,000千円、経営体への支援として、次代につ なぐ園芸産地づくり事業補助金20,000千円、川南町優良肉用繁殖牛導入資金貸付金20,000千 円、農村環境の保全、整備として、多面的機能支払事業交付金46,017千円、農業農村整備事 業の推進として、川南原地区国営施設応急対策事業基金積立金25,677千円、森林機能の維持 として、森林環境保全直接支払事業委託料24,670千円、生活排水対策として、漁業集落排水 事業特別会計繰出金10,866千円、漁港整備として、水産生産基盤整備事業負担金13,400千円 などを計上いたしました。商工費は、181,070千円の計上で、主なものにつきましては、商 工業への支援として、商工業振興支援事業補助金20,000千円、交流施設改修等費補助金 20,000千円、商工業振興貸付金20,000千円などを計上し、持続可能なまちづくりの推進とし て、プレミアム付電子地域通貨付与助成金32,760千円などを計上いたしました。土木費は、 692,876千円の計上で、主なものにつきましては、道路網の整備として、町道改良工事 102,000千円、道路環境の維持として、町道舗装打換え工事52,392千円、橋りょう補修工事 65,000千円、都市計画総務管理事業として、立地適正化計画策定業務委託料15,000千円、下 水道事業特別会計繰出金に74,141千円、住宅の建替え、維持、改善として、町営住宅維持管 理工事21,254千円などを計上いたしました。消防費は、278,416千円の計上で、主なものに つきましては、防災、減災対策として、東児湯消防組合負担金218,651千円、地域防災計画 改定及び受援計画策定業務委託料9,354千円などを計上いたしました。教育費は、742,030千 円の計上で、主なものにつきましては、学校教育の充実として、ガラス飛散防止工事、川南 小、通山小、47,905千円、文化ホール図書館複合施設管理事業として、建物防水改修工事 43,800千円、建物屋根改修工事36,600千円、図書館文化ホール複合施設指定管理料72,050千 円、学校給食管理事業として、給食調理等業務委託料40,054千円などを計上いたしました。 災害復旧費は、3,045千円を計上いたしました。公債費は、元利及び利子償還金として前年 度比4.7%増の674,514千円、予備費に10,000千円を計上いたしました。第2表債務負担行為 は、セキュリティ強靭化対策機器賃借料42,332千円、国光原中学校仮設プレハブ教室技術室 賃借料34,374千円を限度額として設定いたしました。第3表地方債は、歳出予算に計上いた しました事業のうち、町債を充てるものについて、それぞれ限度額を定めるものであります。 次に議案第25号は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,421,171千円と定めるも のでございます。予算の総額は、前年度と比較して166,380千円の増となっております。歳

入の主なものは、国民健康保険税403,324千円、県支出金1,748,606千円、繰入金263,738千円であります。歳出の主なものは、保険給付費1,709,543千円、国民健康保険事業費納付金624,232千円、保健事業費42,119千円であります。

次に議案第26号は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ192,129千円と定めるものでございます。予算の総額は、前年度と比較して11,784千円の減となっております。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料126,157千円、繰入金65,566千円であります。歳出の主なものは、総務費3,163千円、後期高齢者医療広域連合納付金187,866千円であります。

次に議案第27号は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6,831千円と定めるものでございます。予算総額を前年度と比較しますと率にして0.8%の増となっております。歳入の主なものは、繰入金6,829千円で、介護保険特別会計からの繰入金であります。歳出では、報酬5,741千円が主なもので、介護認定審査会委員報酬及び会計年度任用職員報酬であります。

次に議案第28号は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,686,348千円と定めるものでございます。予算総額を前年度と比較しますと金額で28,763千円、率にして1.7%の減となっておりますが、これは保険給付費の見込額を抑えたことが主な原因であります。歳入の主なものは、保険料332,986千円、国庫支出金396,848千円、支払基金交付金424,622千円、県支出金237,896千円、繰入金284,133千円であります。歳出の主なものは、保険給付費1,547,634千円で、前年度と比較しますと1.6%の減となっております。このほか、総務費26,304千円、地域支援事業費78,723千円、保健福祉事業21,546千円、諸支出金8,130千円等であります。

次に議案第29号は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ143,662千円と定めるものでございます。歳入の主なものは、使用料及び手数料48,842千円、繰入金79,141千円、町債15,400千円であります。歳出の主なものは、下水道事業費67,405千円、公債費75,957千円であります。次に議案第30号は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ20,373千円と定めるものでございます。歳入の主なものは、使用料及び手数料9,505千円、繰入金10,866千円であります。歳出の主なものは、漁業集落排水施設整備事業費15,567千円、公債費4,506千円であります。

次に議案第31号は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ310千円と定めるものでございます。 歳入の主なものは、関係団体からの負担金47千円及び一般会計からの繰入金108千円及び前 年度繰越金155千円であります。歳出の主なものは、委員報酬126千円並びに前年度精算分の 返還金及び繰出金108千円であります。

次に議案第32号は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4,253千円と定めるものでございます。歳入の主なものは、畜産用水管理事業収入の使用料4,250千円であります。歳出の主なものは、ダム用水使用料3,406千円であります。

次に議案第33号は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ283,911千円と定めるものでござい

ます。歳入の主なものは、1款諸収入253,910千円のうち、電子地域通貨販売収入とプレミアム付電子地域通貨事業であります。歳出につきましては、電子地域通貨取扱手数料283,910千円であります。

次に議案第34号は、令和3年度実績見込みから、第2条の業務の予定量として、給水戸数を前年度比40戸増の6,600戸といたしました。また、年間総配水量を2,259千立方メートルとし、1日平均配水量を、6,189立方メートルとして経営目標を定めました。第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入の水道事業収益393,519千円を計上いたしました。支出の水道事業費用につきましては、338,871千円を計上いたしました。第4条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を40,002千円、資本的支出を199,685千円計上いたしました。資本的収支予算の不足する額159,683千円は、損益勘定留保資金、繰越利益剰余金等から補填するものであります。

以上11議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、 よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(中村 昭人君) しばらく休憩します。

10分間休憩します。

午前10時57分休憩
午前11時07分再開

○議長(中村 昭人君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

補足説明があればこれを許します。

○財政課長(谷 講平君) 議案第24号の歳入及び財政課に関する歳出につきまして、その補足説明を申し上げます。12~14ページをお願いします。1款1項町民税は前年度比4.9%増、2項固定資産税は4.7%増、3項軽自動車税は1.7%増、4項町たばこ税は1.9%増をそれぞれ見込計上しました。2款1項 地方揮発油譲与税から、18ページの9款1項地方特例交付金までは、令和3年度交付税算定数値を基にそれぞれ見込計上しました。18~20ページをお願いします。10款地方交付税は、前年度比4.2%増の2,120,775千円を計上しました。11款交通安全対策特別交付金は、前年度比9.4%増で見込計上しました。12款分担金及び負担金から、15款県支出金までについては、歳出項目と関連がありますので、歳出の説明の中で各所管課長等が説明いたします。40~43ページをお願いします。16款財産収入は、1項財産運用収入21,593千円、2項財産売払収入12,113千円をそれぞれ見込み計上しました。17款寄附金は、ふるさと納税1,200,000千円を計上しました。44、45ページをお願いします。18款2項基金繰入金は、財政調整基金、公共施設等整備基金、ふるさと振興基金等をそれぞれ繰

入れするものでございます。19款繰越金は、前年度と同額50,000千円を見込み計上しました。46ページをお願いします。20款3項貸付金元利収入は、42,403千円を計上しました。48~51ページをお願いします。20款5項3目 雑入の主なものは、がん検診受診者負担金5,430千円、文化ホールネーミングライツ料2,000千円であります。21款町債は、総務債、農林水産業債、土木債、教育債、臨時財政対策債をそれぞれの事業の財源として計上しました。

次に歳出について、御説明いたします。60~67ページをお願いします。2款1項3目財政管理費12,425千円は、庁舎の一般管理事務費を計上しました。5目財産管理費115,455千円は、庁舎、公用備品等の維持、管理、保守に要する経費のほか、庁舎北側駐車場整備工事48,000千円を計上いたしました。

以上で財政課関連の補足説明を終わります。

○総務課長(新倉 好雄君) 議案第24号の総務課関連につきまして、その補足説明を申し 上げます。56~59ページをお願いします。2款1項1目一般管理費421,268千円の内、主な ものにつきましては、職員給料、共済組合共済費、町村総合事務組合負担金でございます。 59ページ、町政施行70周年記念事業は、令和5年2月11日に予定している事業費711千円で あります。60周年記念事業と同様、式典及び記念講演を予定しています。60、61ページをお 願いします。2目文書広報費19,092千円は、行政情報の伝達手段の構築のための事務費を計 上いたしました。78、79ページをお願いします。10目電子計算費96,563千円は、前年度比56 パーセントの増となりました。主な要因は、メール、文書及び勤怠管理を行っているグルー プウェアシステムや個人番号利用系、LGWAN回線利用系、インターネット利用系のセキ ュリティを司る機器の更新期をむかえたことによるものであります。また、デジタル化を推 進していくための支援業務委託、国が進める子育て、介護26手続のオンライン化対応新ソフ トウェアの導入を行うための経費を計上しています。94、95ページをお願いします。2款 4項選挙費20,855千円の内、主なものは、令和4年度中に実施される参議院議員選挙及び宮 崎県知事選挙に係る経費並びに令和5年度に実施される県議会議員選挙及び町議会議員、町 長選挙の準備に係る経費を計上いたしました。96、97ページをお願いします。5項統計調査 費7,626千円は、年度中に行う各種統計調査業務に必要となる経費を計上いたしました。

以上で総務課関連の補足説明を終わります。

**○まちづくり課長(甲斐 玲君)** 議案第24号のまちづくり課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。68、69ページをお願いします。2款1項6目企画費16節公有財産購入費21,860千円は、白坂団地北側の土地について土地開発購入基金から既に土地を購入しておりますので、基金に積み戻すための予算を計上しています。74、75ページをお願いします。同じく企画費1節の報酬のうち15,243千円の会計年度任用職員報酬は、現在着任している3名の地域おこし協力隊員と新規で4名の隊員を募集するための予算を計上しています。82、83ページをお願いします。2款1項11目自治振興費12節委託料及び14節工事請負費には、山

本地区及び多賀地区のコミュニティセンター改修設計委託料を各2,500千円並びに通山地区コミュニティセンター改修工事費22,551千円の予算をそれぞれ計上しております。180、181ページをお願いします。9款1項2目非常備消防費18節負担金、補助及び交付金9,736千円のうち、消防団員互助会交付金2,350千円は来年度から消防団員に関する報酬を団員に直接支給することから、新たに各部の最低限度の運営に資する費用を互助会に対し交付金として交付するものです。次のページをお願いいたします。9款1項4目災害対策費12節委託料11,494千円のうち、避難誘導看板設置委託料1,760千円は、通浜地区に整備した避難路の誘導看板をその啓発も兼ねて整備するものです。同じく地域防災計画改定及び受援計画策定業務委託料9,354千円は、本年度策定しています業務継続計画の上位計画となる地域防災計画を見直すとともに、被災時において他の地方公共団体等からの応援職員等の受入れを中心とした人的応援に関する受援計画を策定するための予算を計上しています。

以上でまちづくり課関連の補足説明を終わります。

○福祉課長(三角 博志君) 議案第24号の福祉課関連につきまして、その補足説明を申し 上げます。104、105ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費の主なものは、総 合福祉センター建設事業関連の予算で、令和4年度分は、工事監理及び別棟屋根設計委託料 12,270千円、隣接家屋事後調査業務委託料3,500千円、附帯外構工事費28,317千円、備品購 入費62,465千円等を計上しました。106、107ページをお願いします。同3目老人福祉費は、 前年度比36.2%の減で、養護老人ホーム措置費156,372千円、シルバー人材センター活動補 助金11,000千円が主なものです。108、109ページをお願いします。同4目介護保険費は、前 年度比1.4%減の266,404千円で、介護保険特別会計への繰出金です。保健給付費の見込額を 前年度よりも1.6%引下げたことなどから減額しました。同5目障害福祉費は、前年度比 7.1%増で、主なものは、障害福祉サービス費425,828千円、自立支援医療費23,160千円、重 度障害者医療費助成費39,000千円、障害児通所給付費91,180千円などです。特に障害児通所 給付費の伸びが大きくなっています。112、113ページをお願いします。3款2項2目児童措 置費は、前年度比15.0%増で、私立保育園等委託料490,800千円、私立幼稚園等給付費 107,560千円、児童手当259,560千円が主なものです。保育士や幼稚園教諭等の処遇改善加算 など、公定価格の引き上げ等に伴い増額しました。114、115ページをお願いします。同3目 保育所費は30.8%の増で、新設する子育て支援センター及び病児、病後児保育関係の会計年 度任用職員の報酬と子育て支援センターの備品購入費23,303千円が主なものです。118、119 ページをお願いします。同4目母子福祉費は、前年度比0.2%増で、子ども医療費助成費 48,000千円、ひとり親家庭医療費助成費9,600千円が主なものです。このほか、130、131 ページをお願いします。 4款1項7目保健センター管理費の保健センター原状回復工事 3,200千円及び150、151ページをお願いします。 6 款 1 項12目農村センター原状回復工事 2,600千円は、現在、社会福祉協議会及び配食サービスで利用しているそれぞれの施設につ

いて、総合福祉センター供用開始後に原状回復するための工事費を計上しました。 以上で福祉課関連の補足説明を終わります。

**○農地課長(三好 益夫君)** 議案第24号の農地課及び農業委員会関連につきまして、その 補足説明を申し上げます。136、137ページをお願いいたします。6款1項1目農業委員会費 23,646千円のうち主なものは、農業委員会運営事業の農業委員会委員報酬11,508千円であり ます。144、145ページをお願いいたします。6款1項7目農地費64,289千円のうち主なもの は、146、147ページをお願いいたします。防災重点農業用ため池劣化状況評価委託料8,200 千円で、農業用重点ため池10箇所の劣化状況の評価を行うものです。次に多面的機能支払事 業交付金46,017千円は、国の交付金事業を活用して農業の多面的機能の維持や発揮のため、 水路農道等の管理活動や農村の環境保全などの営農共同活動に対して支援をしていくもので あります。令和4年度から広域組織を設置し、活動組織の事務負担の軽減を図り、取組組織 の拡大を目指します。次に小規模基盤整備支援事業補助金3,000千円は、国及び県の補助事 業の対象とならない区画拡大などの小規模な基盤整備を支援することで、離農により手放さ れる農地を担い手に集積する目的で町単独で補助を行うものです。148、149ページをお願い いたします。6款1項10目、国営土地改良事業費74,512千円のうち主なものは、12節委託料 のダム設備等保守点検委託料11,396千円は水管理システム等の保守点検を行うものです。14 節工事請負費の水管理装置回線整備工事3,157千円は、青鹿ダムにおける通信をこれまで利 用していた衛星回線が利用できなくなるため、モバイル回線へ切り替えるものです。いずれ も基幹水利施設管理事業にて実施いたします。次に用水路補修工事5,000千円は、川南原土 地改良区が管理する竹浜幹線水路、L=202.2mの補修工事を国営造成施設管理体制整備促 進事業にて実施するものです。尾鈴土地改良区連合強化支援費補助金4,496千円及び川南原 土地改良区強化支援補助金6,500千円は、国営事業で造成された施設を管理する改良区等に 対して、多面的機能の強化支援として、水利施設管理強化事業を活用して補助するものであ ります。150ページ、151ページをお願いいたします。次に尾鈴土地改良区運営費補助金 11,891千円は、国営尾鈴土地改良事業及び関連県営事業で整備した施設を管理する尾鈴土地 改良区に対する補助金です。次に川南原地区国営施設応急対策事業基金積立金25,677千円は、 国営事業で実施される応急対策事業の町の負担金の財源となる基金積立金です。 6款1項11 目、県営土地改良事業費74,613千円のうち主なものは、畑かん県営事業費負担金で、染ヶ岡、 鬼ヶ久保地区1,340千円、通山、坂の上地区1,830千円、大内原地区7,320千円、西光原、国 光原地区29,280千円、十文字地区21,960千円で、負担率は、18.3%です。次に県営平下地区 負担金12,120千円は、令和4年度採択予定の基幹農道整備事業及び農地保全事業の県営事業 負担金です。

以上で農地課関連の補足説明を終わります。

**○産業推進課長(河野 賢二君)** 議案第24号の産業推進課関連につきまして、その補足説

明を申し上げます。140、141ページをお願いします。6款1項3目18節負担金、補助及び交 付金中、新規就農者育成総合対策事業補助金37,500千円は、これまでの農業次世代人材投資 事業に替わり、新たに農業経営を開始する認定新規就農者を対象に、経営開始資金及び施設 や機械などに行う投資に対し、国と県が支援を行うものです。次に、収入保険加入支援事業 補助金13,680千円は、農業者の経営努力では避けられないリスクによる収入減少を保証し、 農家経営の安定化を図るため、収入保険への加入を推進するため補助するものです。142、 143ページをお願いします。農山漁村活性化整備対策事業施設整備補助金49,579千円は、ト レーニングハウス研修生が就農するため、低コスト耐候性ハウス20aを2棟及び附帯施設を 整備するため補助するものです。5目18節負担金、補助及び交付金中、次代につなぐ園芸産 地づくり事業補助金20,000千円は、認定農業者と認定新規就農者を対象として、スマート農 業や省力化、コスト削減に取り組み、規模拡大などを通して安定経営を目指す農業者に対し 補助するものです。144、145ページをお願いします。6款1項6目18節負担金、補助及び交 付金中、家畜衛生手数料補助金4,000千円は、町内で感染が確認されているPRRS、豚繁 殖、呼吸障害症候群の拡大を防ぐため、豚を導入する際のPCR検査等を確実に実施するた めに検査費用の一部補助を行うものです。158,159ページをお願いします。7款1項2目18 節負担金、補助及び交付金中、交流施設改修等費補助金2,000千円は、町の交流拠点として 令和4年度中の開業を目指す旧竹乃屋の改修費用に対し補助を行うものです。160、161ペー ジをお願いします。プレミアム付電子地域通貨付与助成金32,760千円は、川南町電子地域通 貨に30%のプレミアムポイントを付与し販売することで、コロナ禍で疲弊する地域経済の活 性化を図る目的で実施するものです。次に、電子地域通貨ポイント付与キャンペーン助成金 5,000千円は、川南町電子地域通貨へのチャージにより5%のポイントが付与されることで、 電子地域通貨の利用を促進し、地域内での経済循環を推進するものです。162、163ページを お願いします。3目12節委託料中、サーフィンセンター改修完成予想図作成委託料100千円 は、町の観光施設の一つであるサーフィンセンターの老朽化に伴い、将来どのような施設と して活用していくのか令和4年度中に検討し、その予想図を作成するための費用です。

以上で産業推進課関連の補足説明を終わります。

〇建設課長(大山 幸男君) 議案第24号建設課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。168、169ページをお願いします。8款2項2目道路維持費の12節委託料18,050千円のうち主なものは、幹線町道の草刈及び町道補修業務の町道維持管理業務委託料15,000千円です。170、171ページをお願いします。14節工事請負費50,224千円のうち、町道舗装、路肩、側溝及びその他補修工事46,224千円は、番野地、十文字排水路改良工事、大和、大久保線排水路更新工事及び俵橋西原線道路改良工事ほかです。交通安全施設工事4,000千円は、区画線、ガードレール等設置工事でございます。17節備品購入費9,500千円は、道路維持専用車両購入でトラクター及びトラクター用アーム草刈機を購入いたします。3目道路新設改良費

の12節委託料52,093千円は、521道路環境の保全、整備、道路環境の維持の調査設計委託料 は、篠原橋橋梁補修設計3,000千円、橋りょう点検委託料は、橋梁定期点検N=44橋分 19,500千円及び522道路環境の保全、整備、道路網の整備の道路橋りょう設計、測量及び調 査委託は、中里、野田原線道路改良工事に伴う路線測量、用地測量、詳細設計業務ほか 29,593千円です。14節工事請負費219,392千円は、521道路環境の保全、整備、道路環境の維 持の町道舗装打換え工事は、毘沙門、名貫線舗装打換え工事52,392千円、橋りょう補修工事 は、通浜大橋補修工事ほか65,000千円及び522道路環境の保全、整備、道路網の整備の町道 改良工事は、下野田、勝司ヶ別府線道路改良工事102,000千円です。18節負担金、補助及び 交付金9,121千円のうち主なものは、通浜大橋、えびす橋の橋梁点検に伴う点検車両や警備 員ほかに係る九州旅客鉄道株式会社への橋りょう点検負担金ほか7,621千円です。172、173 ページをお願いします。 3 項 2 目公共交通費の12節委託料22,106千円は、川南駅乗車券類販 売業務委託料4,910千円、トロントロンバス運行委託料5,946千円及び川南駅線運行委託料 8,602千円が主なものです。18節負担金、補助及び交付金20,015千円のうち主なものは、幹 線バス路線対策事業補助金10,000千円で宮崎交通への補助金と174、175ページをお願いしま す。用地測量負担金9,900千円で、川南駅駐車場整備に関する川南駅構内用地測量に係る九 州旅客鉄道株式会社への負担金です。176、177ページをお願いします。4項1目住宅管理費 の10節需用費18,782千円のうち主なものは、町営住宅維持管理修繕料の18,000千円です。14 節工事請負費22,154千円のうち主なものは、178、179ページをお願いします。町営住宅維持 管理工事21,254千円で、豊原住宅リフォーム工事2室分、塩付住宅倉庫改修工事、十文字及 び山本住宅防水改修工事、番野地住宅受水槽ポンプ更新工事ほかです。

以上で建設課関連の補足説明を終わります。

○教育課長(山本 博君) 議案第24号の教育課関係につきましてその補足説明を申し上げます。7ページをお願いします。第2表債務負担行為 国光原中学校仮設プレハブ教室(技術室)賃借料34,374千円は、国光原中学校の技術室が、建築後58年経過し老朽化しているため、令和8年度に新中学校が開校されるまでの期間リースによるプレハブ教室を設置し対応するものです。期間は、令和5年度から令和7年度までです。190、191ページをお願いします。10款1項2目教育費事務局費の新中学校設立推進委員会報酬924千円は、新中学設立について協議するため委員の報酬42人分の予算を計上しています。同じく町立中学校統合整備実施計画策定業務委託料9,759千円は新中学校の実施計画策定のための予算を計上しています。192、193ページをお願いします。10款2項1目学校管理費12節委託料12,913千円の内主なものは、ガラス飛散防止工事設計委託料4,800千円で、小学校の窓ガラス飛散防止のための工事設計委託料を計上しています。東小、多賀小、山本小の3校分です。同じく学校管理費14節工事請負費62,605千円中、体育館LED照明設置工事9,000千円は、川南小、通山小、山本小の3校分です。210、211ページをお願いします。10款5項1目保健体育施設費

12節委託料6,496千円は、国民スポーツ大会野球場改修実施設計業務委託料です。令和9年度に本県で開催される第81回国民スポーツ大会の野球会場の一部が本町で開催され、大会実行委員会から事前に指摘を受けている箇所の改修を行うため、設計業務委託料の予算を計上しています。212~215ページをお願いします。10款5項3目 学校給食費14節 工事請負費10,489千円の内主なものは、共同調理場ボイラー更新工事7,681千円で、老朽化のためボイラーの更新工事を行うものです。

以上で教育課関連の補足説明を終わります。

**○議長(中村 昭人君)** 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第39、請願第1号幼児児童へのコロナワクチン接種の努力義務除外を国に提言するよう求める請願書についてを議題とします。

議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(日高 裕嗣君) それでは朗読いたします。令和4年2月21日 幼児児童へのコロナワクチン接種の努力義務除外を国に提言するよう求める請願書 川南町議会議長中村昭人様 紹介議員氏名 河野禎明 内藤逸子 請願者名 子どもの未来を考える会川南後藤真理子 金丸浩成他有志一同。

請願の趣旨 子供はコロナにかかりにくく罹っても軽症とされています。他方、コロナワクチン接種後の心筋症や死亡報告が多数あります。初期株を元に作られたワクチンは予防効果が低いばかりではなく、接種率が上がるほど感染率が高くなると見るしかないデータがイスラエルから出ています。世界保健機構(WHO)はワクチンパスポートを支持しないと表明。ワクチンを接種していても他人への感染を防げるのか不透明なことや、差別への懸念を理由に挙げています。当初、集団免疫獲得が目的で、特例承認されたワクチンへの期待と信頼が大きく揺らぐ中、国の決定で3月より、5歳から11歳までの接種が「努力義務付き」で始められようとしています。従来の承認プロセスを省略した特例承認で、安全性を示す十分なデータがないワクチン接種に、法の定めのある努力義務を国に課されたら、自治体は、万が一の場合、責任が取れるのか、親として疑問と不安でいっぱいです。この思いを国に伝え、国に対して以下の政策提言をされるよう強く求めます。

請願事項 1、5歳以上12歳未満のコロナワクチン接種を努力義務から外すことを求めます。2、国による薬品成分分析結果、安全を保障するデータ等の情報公開を求めます。加えて接種推進用チラシ等に接種によるデメリット情報も掲載し周知されることを求めます。3、副反応の因果関係に関わる研究、報告書に対し診療報酬と研究調査費の予算化を求めます。

請願理由(意見) 特例承認とは言え、書類審査だけで国の試験なしに承認されていたと すれば論外ですが、幼児児童から妊婦まで、努力義務を課して接種させるさらには、日本政 府が、独自に成分分析を行い、追試験を行っているはずと世間では思われています。

しかし、コロナワクチン接種後、年少者に心筋炎や心膜炎を引き起こすことがイスラエル、

日本以外の多数の国で同様の報告がされています。よって、起こりうる深刻な有害事象に迅速に対応しうる医療機関と自治体の連携や必要不可欠な情報の公開を国に求めていただきたいです。

医師や医療機関が、副反応の原因究明を行うには、接種前の精密検査と有害事象発生後の調査研究、報告書が必要ですが、医療機関には、多大な負担がかかります。そこに十分な診療報酬や研究調査費用の予算がなければ必要な情報が集まらず、因果関係不明の死者、重篤者が積み上がっていくのは自明です。是非、有害事象の原因究明のため必要な予算措置を国へ提言してください。接種の「努力義務」を除外したのは、厚労省が「安全性と有効性が明らかになっていません」と明記しなければならないワクチンだからであります。でありながらなぜ自治体は、接種を推奨するのか、住民の真摯な疑問に答える説明責任が自治体にはあると考えます。

予防接種法に則り、国の事業を代行する現場は地元の地方自治体です。接種時の万が一に備えてくれるのも地方自治体です。コロナワクチンは、遺伝子組み換えにより、人工的なウイルスを体内で増幅させ、獲得免疫を得るという設計で、人類が未だかつて経験したことのない実験であり、接種後、2年後、5年後、10年後どうなるか誰にもわかりません。他国でも数十年の実績がない特例承認の新薬です。子供達に万が一何かあった場合の相談窓口は市町村になると思われますが、その任に耐える情報を自治体は持っているのか、mRNAワクチンによる心筋症と有害事象による「ワクチン後遺症」の認定から治療まで、国や県、医療機関との連携体制は整っているか疑問です。以上、私たち子どもを持つ親の気持ちをご理解いただき、上記3点の政策提言を自治体から県や国に提言していただけるよう強く求めます。

加えて、情報収集のため、自治体にも有害事象発生時の相談窓口を開設するよう求めます。 甲4-1甲4-2 新型コロナワクチン予防接種についての説明書(小児(5~11歳))接 種用有効成分と添加物等資料を読み、これらの成分に対し子供が有害事象を引き起こす可能 性があるか否か判断をどうすればいいのか、その情報、事前検査をどうすればいいのかなど、 推奨する自治体も相談窓口を開き説明する責任があります。相談窓口の開設をお願いします。 以上、地方自治法第124条に基づき請願します。以上です。

#### **〇議長(中村 昭人君)** 以上で説明を終わります。

本請願の取扱については、調査の必要もあるかと思いますので、常道に従い、総務厚生常 任委員会に付託します。

以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時57分散会